

令和 年 月 日

坂井市長 池田 禎孝 様

申請事業者等

住所

氏名

(※) 本人が手書きしない場合は、記名押印してください

住宅の太陽光・蓄電池設備導入促進事業補助金交付申請書

住宅の太陽光・蓄電池設備導入促進事業について、補助金の交付を受けたいので、住宅の太陽光・蓄電池設備導入促進事業補助金交付要領第 8 条の規定により、関係書類を添えて申請します。

記

1 補助年度		令和 年度	
2 補助金等の名称		住宅の太陽光・蓄電池設備導入促進事業補助金	
3 補助事業等	(1) 名称	住宅の太陽光・蓄電池設備導入促進事業	
	(2) 目的 (該当に○、記入)	1. 市内住宅に自家消費型太陽光発電設備及び蓄電池設備を導入する。 2. 市内住宅に自家消費型太陽光発電設備を導入する。	
	(3) 概要	市内の二酸化炭素の削減を推進するため、自ら所有し居住する住宅の敷地内にエネルギー起源二酸化炭素の排出の削減に効果がある設備を設置する経費に対し、補助金を交付する。	
	(4) 事業期間	着手	令和 年 月 日
		完了	令和 年 月 日
4 補助金等の交付申請額		円 (千円未満切り捨て)	
5 経費の配分		別紙のとおり	
6 添付書類 (提出する書類の□欄をチェック(☑)してください。)		☐ 事業計画書 ☐ 事業工程表 ☐ 補助対象経費算定根拠 (見積書) ☐ 補助要件チェックシート ☐ 設置する建物及び土地の全部事項証明書 ☐ 納税証明書 ☐ その他市長が必要と認める書類	

担当課所見 (注：申請者の記入不要)

補助金等支出の適否		審査事項	
・公益上の必要性はあるか	適・否	☐ 前年度繰越金	☐ 自己財源
・時代のニーズにあっているか	適・否	☐ 他補助金等の有無 (国県、他市町村、団体、無)	
・目的達成の可能性はあるか	適・否	☐ 補助対象等事業費	☐ 市税納付状況
・事業の見直しは行っているか	適・否	☐ 補助金等の額	

(様式第 1 号 別紙)

経 費 の 配 分 調 書

事業区分 (内容)	補助事業等 に要する経 費	補助対象 経費	負担区分				
			市補助金等 申請額	その他の補助金等			自己負担 額
				国	県	その他	
太陽光 発電設備	円	円	円	円	円	円	円
蓄電池 設備							
合 計							

注 1 「事業区分」欄には、経費名又は細分された項目等当該補助事業等において区分すべきこととされている事項を記載してください。

2 「補助事業等に要する経費」欄には、対象となる補助事業等に要する経費額を、「補助対象経費」欄には、「補助事業等に要する経費」のうち、補助金の対象となる経費額を記載してください。

3 「負担区分」欄中「その他の補助金等」の欄には、当該補助対象経費のうち市補助金申請額及び自己負担額以外で支弁する経費（寄附金、市費以外の補助金等）があるときは、その額を記載してください。

4 「負担区分」欄を「市補助金等申請額、その他の補助金等、自己負担額」以外に細分する必要がある場合は、適宜、欄を追加して使用してください。

事業計画書

1 基礎情報

設備設置場所について	
申請者	
住所	
区分	☐ 既存住宅 ☐ 新築住宅 ☐ 建売住宅
電話番号	
メールアドレス	

2 事業概要

(1) 導入方法等	
余剰電力売電の有無	有 ・ 無
売電先（上記、「有」の場合）	
売電単価（上記、「有」の場合）	
(2) 設置場所	(添付①) 補助対象設備を設置する建物、機器配置図を添付
導入設備概要	
(添付②) 補助対象設備の仕様・諸元が分かる書類を添付（太陽光パネル、パワーコンディショナー、蓄電池それぞれ）	
太陽光パネル合計出力	kW
パワーコンディショナー出力	kW
蓄電池設備容量	kWh

3 年間の商用電力使用量の状況とその効果（見込み）

	現行（導入前1年） 実績	設置後（導入後1年） 見込	効果 （現行－設置後）
期間	令和 年4月 ～令和 年3月	令和 年4月 ～令和 年3月	
年間商用電力使用量	kWh	kWh	kWh

4 運用計画（申請時）

	設備導入前 （実績）	設備導入後 （見込み）			
	① 商用電力使用量 （設備導入前） [kWh]	② 太陽光発電量 [kWh]	③ 自家消費電力量 （②のうち 自家消費する分） ⇒設備導入効果 [kWh]	④ 自家消費割合 （③/②×100） [%]	⑤ 商用電力使用量 （設備導入後） （①―③） [kWh]
4 月					
5 月					
6 月					
7 月					
8 月					
9 月					
10 月					
11 月					
12 月					
1 月					
2 月					
3 月					
合計					

（以下に示す関係書類を添付しチェック欄にチェックしてください。）

☐ 設備導入前の商用電力使用量が確認できる資料

☐ 太陽光発電電力量の算出の考え方が分かる資料

令和 年 月 日

事業工程表

(工事着手予定) 令和 年 月 日

(支払完了予定) 令和 年 月 日

[illegible]

補助対象経費算定根拠

業務項目	金額（単位：円）	備考
①太陽光発電設備		
小計		
②蓄電池設備		
小計		
合計（①＋②）		

※金額の根拠となる見積書および見積内訳書の写し等を添付すること。

補助要件チェックシート

該当する場合に☑を入れてください。チェック欄全てに当てはまらない場合は、原則補助金を交付することができません。なお、チェックした項目については、別途、確認させていただく場合があること、予めご了承ください。

補助申請者名 _____

項目	確認内容	チェック 欄
(申請事業者要件)		
4. 1. (2)	市税の滞納がないこと。	☐
4. 2, 3, 4	暴力団または暴力団員等と関わりがないこと。(詳細は交付要領参照 第 4 条第 2 項～ 4 項参照)	☐
(補助事業要件)		
事業全般		
(1)	本補助事業が二酸化炭素の排出の削減に効果があること。	☐
(2)	本補助事業実施時における最新の各種法令等に遵守した事業である こと	☐
(3)	本補助事業の実施により取得した温室効果ガス削減効果について、J- クレジット制度への登録を行わないこと。	☐
(4)	本補助事業によって得られる効果等について、様式第 1 2 号に基づく 利用実績報告書により報告すること。	☐
(5)	本補助事業によって、得られる環境価値のうち、需要家に供給を行っ た電力量に紐づく環境価値を需要家に帰属させるものであること。	☐
(6)	F I T 又は F I P 制度の認定を取得しないこと。	☐
(7)	電気事業法第 2 条第 1 項第 5 号ロに定める接続供給（自己託送）を行 わないものであること。	☐
(8)	需要家の敷地内に補助事業により導入する補助対象設備で発電して 消費する電力量を、当該補助対象設備で発電する電力量の 30% 以上 とすること。	☐
(9)	本補助事業以外の、国又は地方自治体等から他の補助等を受けて事業 を実施するものでないこと。	☐
(10)	自らが所有し居住する住宅又は住宅の敷地内に補助対象設備を設置 する事業であること。なお、野立ての太陽光発電設備を設置する場合 については、居住する住宅と同じ敷地内に設置するものに限る。	☐
(11)	再エネ特措法に基づく「事業計画ガイドライン（太陽光発電）」(資源 エネルギー庁) に定める遵守事項等に準拠して事業を実施すること。	☐

		特に、次に示す（ア）～（シ）について遵守すること。	
	ア	地域住民や地域の自治体と適切なコミュニケーションを図るとともに、地域住民に十分配慮して事業を実施するよう努めること	☐
	イ	関係法令及び条例の規定に従い、土地開発等の設計・施工を行うこと	☐
	ウ	防災、環境保全、景観保全を考慮し交付対象設備の設計を行うよう努めること。	☐
	エ	一の場所において、設備を複数の設備に分割したものでないこと。	☐
	オ	20kW 以上の太陽光発電設備の場合、発電設備を囲う柵塀を設置するとともに、柵塀等の外側の見えやすい場所に標識（交付対象事業者の名称・代表者氏名・住所・連絡先電話番号、保守点検責任者の名称・氏名・住所・連絡先電話番号、運転開始年月日、本交付金により設置した旨を記載したもの）を掲示すること。 ※20kW 未満などを理由に該当しない場合は、下記にその旨を記載し、右欄に☑を記入してください。 ()	☐
	カ	電気事業法の規定に基づく技術基準適合義務、立入検査、報告徴収に対する資料の提出に対応するため、発電設備の設計図書や竣工試験データを含む完成図書を作成し、適切な方法で管理及び保存すること。	☐
	キ	設備の設置後、適切な保守点検及び維持管理を実施すること。	☐
	ク	接続契約を締結している一般送配電事業者又は特定送配電事業者から国が定める出力制御の指針に基づいた出力制御の要請を受けたときは、適切な方法により協力すること。	☐
	ケ	防災、環境保全、景観保全の観点から計画段階で予期しなかった問題が生じた場合、適切な対策を講じ、災害防止や自然破壊、近隣への配慮を行うよう努めること。	☐
	コ	交付対象設備を処分する際は、関係法令（立地する自治体の条例を含む。）の規定を遵守すること。	☐
	サ	交付対象設備の解体・撤去等に係る廃棄等費用について、「廃棄等費用積立ガイドライン」（資源エネルギー庁）を参考に、必要な経費を算定し、積立等の方法により確保する計画を策定し、その計画に従い適切な経費の積立等を行い、発電事業の終了時において、適切な廃棄・リサイクルを実施すること。	☐
	シ	災害等による撤去及び処分に備えた火災保険や地震保険、第三者賠償保険等に参加するよう努めること。	☐
太陽光発電設備			
	(1)	商用化されており、導入実績があるものであること。	☐
	(2)	未使用品であること。（中古品は補助対象外）	☐
	(3)	固定方法は、「JIS C 8955:2017 太陽電池アレイ用支持物の設計用荷重算出方法」など、一定の基準（固定荷重、風圧荷重、積雪荷重、地	☐

		震荷重など) を満たすものであること。	
		≪屋根等に太陽光発電設備を設置する場合≫ 積雪を考慮したうえで、太陽光発電設備を設置できる耐荷重を有する建物であること。(太陽光設備の設置場所が屋根で無いなど、本項目に該当しない場合は、下記に設置場所の概要を記載し、右欄に☑を記入してください。) (例：建物敷地内の未利用地)	□
蓄電池設備			
	(1)	上欄に示す太陽光発電設備の付帯設備であること。	□
	(2)	商用化されており、導入実績があるものであること。	□
	(3)	未使用品であること。(中古品は補助対象外)	□
	(4)	再エネ発電設備によって発電した電気を蓄電するものであり、平時において充放電を繰り返すことを前提とした設備であること。	□
	(5)	停電時のみに利用する非常用予備電源でないこと。	□
	(6)	定置用であること。	□
	(7)	12.5 万円/kwh (いずれも工事費込み・税抜き) の蓄電システムとなるよう努めること。 ※複数者からの見積りの取得や販売事業者に対して条件を満たす価格の蓄電システムの調達可否の確認を行う等の取組みを行うこと。 【実績報告時に記載】 (行った取り組み：)	□